

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月 8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	低圧タービン（A）下半内部車室点検時、車室外周遮熱板押さえボルトネジ穴の一部に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置冷却水循環ポンプ（A）において、グランドバッキンの締め代に減少が認められたため、当該バッキンを交換	対象外	
3	1号機	取水設備トラベリングスクリーン（C）・（D）点検時、駆動側回転軸の軸受部において、軸受け箱・軸に腐食及び摩耗が認められたため、当該軸及び軸受部を修理	D	
4	2号機	局部出力領域モニタ校正時、モニタ（20-37A）の中央制御室側ケーブルコネクタに接触不良が認められたため、当該コネクタを交換修理	D	
5	2号機	現場計装盤・ラック点検時、計装ラック端子ボックス蓋止め金具等に不良が認められたため、当該箇所を修理	D	
6	3号機	気体廃棄物処理系復水器室内のドレンファンネルにおいて、上蓋（アクリル部）の劣化が認められたため、当該蓋を交換	D	
7	4号機	タービン建屋補機冷却系熱交換器（A）において、チューブリークの可能性が認められたため、当該熱交換器を点検・修理	D	
8	5号機	計器設定に関する確認において、固定子冷却系出入口冷却水温度検出器の仕様表記載に誤記が認められたため、対応検討	C	
9	5号機	ほう酸水注入ポンプエアードレンファンネル(2箇所)において、ほう酸の析出が認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	D	
10	5号機	廃棄物地下貯蔵設備廃スラッジデカントポンプ点検時、シール水止弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	6号機	廃棄物処理系原子炉冷却材浄化系フィルタスラッジストレージタンクおよびフィルタケーキホールディングタンクの攪拌用所内用空気系圧力調整弁において、誤動作（制御圧力のズレ）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで